

通 達

令和3年度介護職員処遇改善加算について

介護職員処遇改善加算(令和3年4月から令和4年3月)について、令和3年度介護職員処遇改善計画(令和3年6月から令和4年5月)を下記のとおりとします。

1. 対象者 指定介護保険事業所の介護職員(パート社員はキャリアアップ手当が対象)
(看護師、理学療法士等、相談員、事務員、調理員等は支給対象外です)
2. 期 間 令和3年6月から令和4年5月まで
3. 令和3年度賃金改善計画

【収入】	(単位:千円)
処遇改善加算見込額	120,899 千円
【支出】	
① 基本給(昇給等差額の年間額)	21,500 千円
② 処遇改善手当(毎月支給分)	61,500 千円
③ 処遇改善手当(賞与時支給分)	12,500 千円
③ キャリアアップ手当(毎月支給分)	2,400 千円
⑤ 夜勤・ナイト手当増額分	7,440 千円
⑥ ユニットリーダー手当増額分	1,752 千円
⑦ 社会保険料等法人負担分	16,063 千円
賃金改善所要見込額合計	123,155 千円
【収支差額】	-2,256 千円

4. 介護職員処遇改善手当(毎月支払い分)について

介護職員処遇改善手当として、介護職員である社員に下記の金額を支払う。

・令和3年6月から 25,000 円/月 (前月16日から当月15日まで、1ヶ月間すべて在籍している月に限る)

※稼働状況等により年度の途中で金額を見直します。(3ヶ月に1度見直し予定)

5. その他

- ・年間教育訓練計画作成・人事考課表を利用し能力評価の実施・BSCシートを利用した個人面談での目標設定
- ・キャリアアップ制度の実施、
- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する者への初任者・実務者研修受講支援
- ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
- ・タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
- ・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供(表彰制度)

令和3年4月1日

社会福祉法人 一燈会 理事長 山室 淳 印略

